

RISK ALERT



MARPOL条約の電子記録簿(ERB)について



筆者VijayRao SSM
スプリベンションチーム

はじめに:

1.このリスクアラートは、航海日誌の記録要件がデジタル化の方向に変わっていくであろうという観点と、当クラブはオペレーターはこのフォーマットを採用していくであろうと予想していることをふまえて作成されました。電子記録を維持し船隊全体の標準化を促進することで、船の位置の自動入力などの情報の質が向上し、レビューと分析がより明確で透明性の高いものになります。

2. 2019年5月、第74回海洋環境保護委員会(「MEPC」)は、MARPOL 73/78条約に基づくエントリーの電子記録のガイドラインを定めた決議312(74)に合意し発行しました。決議312(74)は2020年10月1日に発効しました。

IMOガイダンス:

3. 旗国によって許可されている場合、(MARPOL条約の^(訳加筆)付録I、II、V、VI、およびNOxテクニカルコードに基づく記録簿の電子的記録が可能になりました。電子記録簿(ERB)の作成と承認のために従う必要のある詳細なガイドラインは、[MEPC 312 \(74\)](#)に指定されています。

4. MARPOL関連のエントリーを電子的に記録するために、IMOのMEPC(74)は、2019年5月に追加の決議を採択しました。これらの決議によって、電子記録を許可するMARPOL附属書の修正の詳細が提供されました。MEPC追加決議は以下の通りです。

- 附属書I [MEPC決議314\(74\)](#)
- 附属書II [MEPC決議314\(74\)](#)
- 附属書V [MEPC決議314\(74\)](#)
- 附属書VI [MEPC決議316\(74\)](#)
- NOx技術コード2008 [MEPC決議317\(74\)](#)

5. MARPOLの改正により、以下のリストにある記録簿を電子的に維持することが定められています。

- 石油記録簿、パートIおよびパートII (MARPOL附属書I、規則17.1機関室等の運用および36.1貨物/バラストの運用)
- 貨物記録簿 (MARPOL附属書II、規則15.1)
- 廃棄物記録簿、パートIおよびII (MARPOL附属書V、規則10.3)

- オゾン層破壊物質記録簿 (MARPOL附属書VI、規則12.6)
- 機関の運転状態および発停の記録及びNOxティア III ECAに関する記録簿 (MARPOL附属書VI規則13.5.3)
- 燃料油切り替え記録簿 (MARPOL附属書VI規則14.6)
- エンジンパラメータの記録簿 (NOx技術コード、2008年、6.2.2.7.1項)

6. 電子記録簿は、MARPOL附属書の対応する付録に指定されているのと同じ形式である必要があります。また、記録簿の電子フォーマットは、記録の記入が担当者によって検証および承認されており、かつ、担当者の再承認なしに記録を改ざんまたは変更する余地がないことと同じ水準の信頼性を持つ必要があります。電子記録簿の修正は、それぞれの旗国に通知しなければなりません。

7. このため、MEPC決議312(74)は、電子記録簿のソフトウェア開発のためのガイドラインを提供し、システム上で維持される記録が安全で信頼できかつ説明責任があることを保証しています。ソフトウェアは、重要なデータのバックアップを可能にし、ERBに含まれるエントリーを監査する手段を提供しなければなりません。

8. さらに、そのようにして電子記録を取ることは、それぞれの旗国によって承認されなければなりません。ERBの導入と検証が成功したら、「MARPOL電子記録簿の宣言書」を旗国またはその認可を受けた認証機関が発行する必要があります。この宣言書は船舶固有のものでなければならず、旗国による承認の証拠として船上に保管しておくなければなりません。

9. さらに、2019年12月4日に採択されたPSCの[IMO決議1138\(31\)](#)手続きの下で、PSCOは、MARPOL記録が電子形式で維持されている場合、検査中に宣言書を調べなければならないと定められました。宣言書を提示しなければ、船舶が拘留される可能性があります。

結論:

10. メンバーの皆様が2020年10月1日より前から電子記録システムを使用している場合は、文書の変更が必要となる可能性があるか、それぞれの旗国に確認することをお勧めします。

11. 現在電子記録システムの実装を検討しているメンバーの皆様は、関連する取り決めなどを調査するために旗国に相談することをお勧めします。

12. 電子記録簿(ERB)で記録を取ることは、船舶のSMSに反映されるべきです。ERBには、サイバーセキュリティ管理手順に基づいて導入されている他の重要なソフトウェアに合わせ必要なセキュリティと保護を提供する必要があります。ERBソフトウェアの管理、システム更新、および将来において改訂が求められることは、(システムを提供する^(訳加筆)業者と合意する必要があります。さらに、必要に応じて、旗国によって発行されたMARPOL電子記録簿の宣言書の継続的な有効性も検証する必要があります。

13. 船舶は、MARPOLの電子記録簿のハードコピーを作成できるようにしてなければなりません。MEPC決議312 (74) に詳述されているように、これらは「True Copy」として認定されていると注釈を付ける必要があります。ハードコピーは、たとえば、検査中に港湾当局から要求されたような場合や、または汚染に関する申し立ての場合に必要な場合があります。MARPOLの電子記録のハードコピーを作成するための手段は常に利用可能であるべきで、その機能は定期的に検証するべきです。

14. 改正されたMARPOL条約とは異なる可能性のある地域、沿岸、または港湾の州当局の要件に注意することが重要です。港または領海に到着する前に特定の要件を確認することが賢明であり、乗組員は要求される可能性のある措置を認識しておく必要があります。

15. 電子記録簿の実装を成功させるには、MARPOL条約に基づくデータの記録およびERBソフトウェアの使用時に求められる事項に関する適切な訓練と習熟措置を実施する必要があります。

16. 適切に電子記録簿が実装された場合、電子記録が維持されることによってレベルの標準化がなされ、条約の下で維持する必要のあるこれらの記録の精度や信頼性の水準が全体的に向上することに貢献する可能性があります。電子記録簿を使用すると、陸上のSuperintendentによる遠隔操作などの品質チェックの強化や、船員が繰り返し誤った入力を行うなど、どのような訓練が必要なのか特定することが可能になります。

17. ハードレコードブックと同様に、有効で文書化された正当な理由がない限り、電子記録簿に必要なすべての記入は、港に到着する前に完成され、船長によって適切に承認されてなければなりません。

18. 電子記録簿を使用したとしても、乗組員及びオペレーターは正確な記録を維持し、または検査の際および汚染事故の場合に当局にそれを提示する義務を負います。

19. 記録簿の保存期間は変更されていないため、電子記録は現在指定されているハードコピーの保存要件に沿って維持する必要があります。

20. 最後に、メンバーの皆様は全ての法定要件および船級要件を維持し続ける必要があります。

このリスクアラートの英語版は以下のリンク先にあります。

<https://www.steamshipmutual.com/RA73MARPOLConventionElectronicRecordBookERB.pdf>